

## 政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

### 概要

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。このため4の施策によってその目的の達成を目指す。

### 主管課（課長名）

文化庁長官官房政策課（大木 高仁）

### 評価

『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）』において、重点的に取り組むべき事項として掲げられている「芸術文化の振興」、「文化財の保存と活用の充実」、「日本文化の発信及び国際文化交流の推進」、「文化芸術振興のための基盤の充実」に向けた取組は、各分野で想定通り達成された。

### 21年度の施策状況

#### 芸術文化の振興（施策目標12-1）

優れた芸術文化への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの芸術文化体験活動、地域における芸術文化活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。

新進芸術家等の養成については、平成20年度派遣者の多くが、21年度の研修期間が長かったこと等により、21年度新規派遣者数が減少し、目標を下回った。

想定通り進捗しており、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が芸術文化活動に参加できる環境を整備するという基本目標の達成に寄与したものと見える。今後、平成21年度の事業仕分けの評価結果（「優れた芸術活動への重点的支援」等の事業について「予算縮減」）及び文部科学省が実施した意見募集において寄せられた意見等を踏まえて、文化芸術活動に対する支援の在り方をはじめとして事業の見直しを図りつつ、文化芸術活動に対するより望ましい支援施策を推進する必要がある。

#### 文化財の保存と活用の充実（施策目標12-2）

貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

文化財行政担当者研修への参加状況を示す参考指標において前年度の数字を下回るなど課題がみられたが、全ての判断基準について十分な進捗が得られた。特に文化財の保護継承・活用のための基盤整備については、優れた進捗が得られた。

#### 日本文化の発信及び国際文化交流の推進（施策目標12-3）

芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の推進を図る。

文化交流使の指名数は前年並みで全体的に3地域に及ぶ活動を展開した。二国間交流事業を除く国際芸術交流支援事業の申請数は、過去5年間の平均と比較して若干下回ったが、これは当該年度の二国間交流対象国が例年に比べて多かったことによるものである。また、海外の文化遺産の保護に関しては、基本方針が策定され、着実に「文化遺産国際協力コンソーシアム」の参加者・機関数が増加していることから、平成21年度においては、順調に達成できたものと見える。このことにより、施策目標である日本文化の発信及び国際文化交流の推進は順調に進捗した。

#### 文化芸術振興のための基盤の充実（施策目標12-4）

高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備を行うとともに、文化に関する情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発や日本語教育の充実、円滑な宗務行政の推進を図るとともに、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行う。

設定した全ての判断基準で、十分な進捗が得られた。特に、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備や文化に関する情報提供、国語の普及・啓発、著作物の円滑な流通の促進については、想定

した以上に順調に進捗した。

## 22年度以降の政策への反映方針

### 12-1 芸術文化の振興

芸術団体への支援については、より効果的・効率的な支援の実施に引き続き取り組むとともに、メディア芸術の発信・交流及び人材の育成を推進する。また文化芸術活動に対する支援のあり方の抜本的な見直しを行うとともに、効果的な振興を図ることができるような審査・評価体制を強化するため、新たに文化芸術の専門分野に精通した芸術文化調査官1名を新規要求する。

また、次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、新進芸術家の海外研修や新進芸術家の人材育成に係る事業については、引き続き効果的な実施に努める。

地域における文化活動の活性化については、子どもたちや地域の住民が、本物の舞台芸術や伝統文化に触れる機会の拡充を図る。

### 12-2 文化財の保存及び活用の充実

文化財の指定については、引き続き、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の分野のものの指定等を積極的に行うことにより、文化財の保護対象の裾野を広げることを目指す。

文化財の保存・継承については、引き続き、地方公共団体が実施する公有化事業へ補助等を行い、史跡等の適切な保存、管理、整備及び公開を促進する。また、古墳壁画の保存対策についても、引き続き、適切な保存及び活用に努める。

文化財の公開・活用については、引き続き、重要文化財等公開促進事業等の支援を行うことで、適切な文化財の公開を行い、国民の文化に対する理解と関心を高める。

文化財に携わる人材の確保と資質の向上については、引き続き、専門家に対する研修や都道府県及び市町村の文化財行政に携わる者を対象とする講習会を行う。その際、研修内容などの定着についてのアンケートの実施などについて検討を行う。

これら文化財の保存及び活用の充実を図るため、新たに3名の定員要求を行う。

### 12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

文化交流使事業については、芸術家・文化人等への支援の充実を図りながら事業を継続し、各分野で優れた実績を持つ指名者を一定数確保しつつ、日本文化の海外発信が一層強化されるよう努力する。今後も海外派遣型を中心に派遣者数を充分確保しながら引き続き推進していくことが必要。

国際芸術交流支援事業に関しては、東アジアとの交流について重点支援するなどの施策を戦略的に進める。また、我が国の芸術家・芸術団体等が継続的に、海外公演や、海外の芸術家・芸術団体と共同制作等を行い、日本文化への理解及び国際文化交流のネットワークの範囲を広げていくことが、我が国の国際文化交流の推進に資することから、引き続き事業の継続を図る。

海外の文化遺産の保護の分野については、要請に応じた国際協力を実施し、事業の継続によって実績を累積していくことが重要である。本分野については、予算上措置できる範囲は限られていることから、より効果的な事業実施が求められる。アジアに重点を置いて国際協力に取り組むことが重要であるが、文化庁単独ではなく、他の機関等といかに連携して国際協力を行っていくかが課題である。累積して多くの要請に応じた国際協力を実施することが重要であるため、引き続き事業を実施する。予算は横ばいであっても、複数(3以上)の機関において連携して国際協力を行うことによって、効果的な事業展開を図る必要がある。

### 12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備については、文化ボランティア支援拠点形成事業を発展的に解消し、文化芸術創造都市推進事業の中で、地方自治体、マスコミ、地元企業等と文化ボランティア、アートNPO、文化団体等の市民団体が協働し、地域の課題解決に取り組む文化芸術創造都市を推進する。文化芸術創造都市を更に効果的に推進するためには、関係省庁・機関との連携強化を図り、文化資源の活用方策に係る領域横断的な企画立案を企図する必要がある。このための体制強化として文化資源活用推進専門官1名の定員を要求する。また、文化に関する情報提供の充実については、平成22年度も引き続き、コンテンツのより良い充実を図り、文化や文化庁の取組に関する情報を総合的に提供する。

著作権等の保護及び利用については、調査研究や海賊版対策を引き続き実施する。また、著作権普及教材の開発に引き続き努める。

国民に対する国語の普及・啓発については、国語問題研究協議会へ参加しやすい環境を整えたり、内容の充実を進めることで、引き続き参加者数の増加及び参加者の満足度を高めるように努めていく。また、国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化への対応については、日本語教育実施機関・施設数等について僅かながら減少しているため、日本語教育のより一層の充実を図るべく「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の評価を行い、地域における日本語教室の在り方及びそれに対する具体的な施策について検討を行う予定である。また、日本語教育施策の体系化を行うことで、日本語教育の対象者の多様化に対応し、円滑な社会生活の促進を図るため、日本語教育推進室の機構定員要求を行う。これら国語施策及び日本教育施策の推進を図るため、専門官(言語施策連携推進担当)1名の定員要求を行う。

宗教法人の適正な管理運営に資するため、宗教法人法に基づく認証事務を着実に実施していくとともに、引き続

き、研修会の開催等を通し、宗教法人制度の適正な運用を図っていく。

### 関連する政府等の方針（主なもの）

骨太08：12-1、12-2、12-3（第5章 P26 25行目～27行目）、12-4（第5章 P26 25行目～27行目、成長戦略実行プログラム（別紙） P34 39行目）  
教育振興基本計画：12-1（第3章 P22 27行目～30行目）  
文化芸術基本方針（第2次）：12-1、12-2、12-3、12-4  
知的財産推進計画2008：12-4（第2章 P50 1行目～P54 28行目、P57 4行目～P61 12行目）  
経済成長戦略（平成20年6月10日）：12-4（戦略実行プログラム（別紙） P13 4行目）  
イノベーション25：12-4（第5章 P29 3行目～9行目）  
アジア・ゲートウェイ構想：12-4（2．重点7分野 P28 25行目～26行目）  
「生活者としての外国人」に関する総合的対応策：12-4（1．開国人が暮らしやすい地域社会づくり P2 24行目～P3 8行目）  
定住外国人支援に関する対策の推進について：12-4（1．教育対策 P2 1行目～25行目）  
未来開拓戦略（Jリカバリープラン）：12-4（3．魅力発揮 P48 30行目～31行目）  
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-：12-4（3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備 P25 7行目～17行目）  
経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～（骨太09）：12-1・12-2（4．教育の再生 P17）  
新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～：12-3、12-4  
知的財産推進計画2010：12-1、12-4（戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進）  
文化庁文化審議会審議経過報告：12-1、12-2、12-3、12-4  
新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～：12-1、12-3、12-4